

お子様が自転車に乗るときには、 ヘルメットの着用をお願いします

全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の努力義務化

道路交通法の一部改正（令和5年4月1日施行）により全ての自転車利用者に対し乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されました。

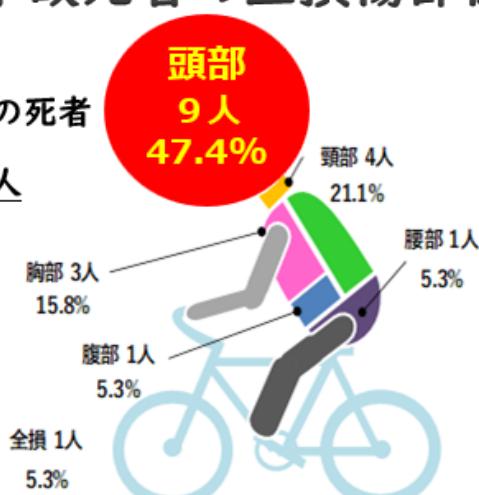
万が一の交通事故に備え、自転車乗車用ヘルメット着用に努めましょう。

自転車事故の現状

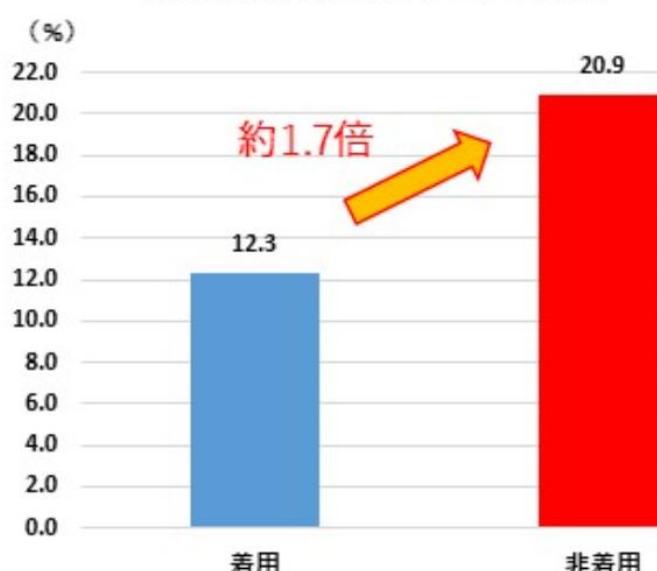
■自転車事故死者の主損傷部位

2024年、県内
自転車乗車中の死者

計 19人



ヘルメット着用有無別人身損傷主部位「頭部」構成率比較【令和2年～6年合計】



※警察庁データ

ヘルメットは正しくかぶっていますか？

- 頭のサイズに合ったヘルメットを選びましょう。
- しっかり、深くかぶりましょう。
- あごひもは、口を大きく開けられるくらいの隙間を開けて、しっかりと締めましょう。



さいたま市自転車のまちづくり推進条例（平成31年4月1日施行）

● ヘルメット着用の努力義務

※「保護者は、その監護する子が自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。」とされています。

● 自転車損害保険等への加入

※自転車による交通事故の加害者となる可能性も踏まえ、加入は義務となっています。